

「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

これまでの検討等の経緯について

○ 改革工程表2020（令和2年12月18日）

- 2023年度までにアップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの検討とアップロードするデータベースの整備を行う。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	令和2年度より実施する調査研究事業の研究結果を踏まえて検討	4.4. 事業所マネジメントの改革等を推進 v. 医療法人の経営状況の透明性の確保 a. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みを検討する。 b. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等をアップロードするデータベースの整備を行う。 <厚生労働省>			

○ 自）財政再建本部報告（令和3年5月25日）

- 2021年度分以降の医療法人の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの整備とデータベースの構築の前倒し実行
- 損益状況の施設別区分、収益の入院診療・外来診療区分、費用の主要費目区分など事業報告書等の内容の充実や「病床機能報告」等との連動のための医療機関のコード管理など事業報告書等の政策利用効果の向上の検討

○ 経済財政運営と改革の基本方針2021、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日）

- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を整備する。

○ 大臣折衝事項（令和3年12月22日）

- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。アップロードによる届出は令和4年3月決算法人から開始する。

○ 改革工程表2021（令和3年12月23日）

- 2023年度までに医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
—	【2020年度より実施している調査研究事業の研究結果を踏まえて、2022年度中に数値目標を示せるよう検討】	4.4. 事業所マネジメントの改革等を推進 v. 医療法人の経営状況の透明性の確保 a. 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。 <厚生労働省>			

○ 全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理（令和4年5月17日）

- 看護、介護、保育などの現場で働く人の処遇改善を進めるに際して事業報告書等を活用した費用の見える化などの促進策のパッケージも進めるべきである。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日）

- 経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備する（※）とともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる。
 （※）その際、補助金等について事業収益と分けるなど見える化できる内容の充実に検討。

(1) 事業報告書等の届出事務のデジタル化

- 令和3年4月～翌年3月末を会計年度とする医療法人の事業報告書等（令和4年6月末が届出期限）以降の事業報告書等について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）への電子媒体のアップロードによる届出を可能にするため、必要な省令改正等を行う。
- 当面、従来どおり紙媒体による届出も可能としつつ、届け出られた紙媒体は国が委託した事業者が都道府県から紙媒体を入手して電子化を行い、都道府県に電子データを提供する。これらにより全国の医療法人の事業報告書等の情報を全て電子化された状態で国に蓄積し、全国規模のデータベースを構築・活用。

(2) 事業報告書等の閲覧事務のデジタル化

- （1）で電子化した事業報告書等のデータを都道府県のホームページ等において閲覧を可能とする。

➡ 以上のデジタル化とデータベースの構築により、医療法人及び都道府県等に係る事務負担の軽減を図るとともに、国や都道府県において経営実態を把握し、より適切な支援や指導等への活用を可能とする。

※ 地域医療連携推進法人についても同様の対応を行う。

	10月～12月	1月～3月	R4年度 4月～6月	7月～12月	1月～3月	令和5年度～
システム改修	G-MIS改修					
省令改正	医療法施行規則改正					
事業報告書等 アップロードに よる届出				事業報告書等のアップロードによる届出		
				従来通り、紙媒体で届け出た事業報告書等の電子化（入力等）		
都道府県等HP での閲覧						都道府県HP等での閲覧
データベース			・令和4年度以降にアップロードにより届け出られたデータおよび紙媒体で届け出られたものを電子化したデータをデータベースとして蓄積・活用			

背景・目的

背景：経済財政運営と改革の基本方針2021では医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整えることとされている。

目的：都道府県・医療法人及び税理士法人に対するアンケート・ヒアリング結果を踏まえ企画検討委員会にて課題・対応策について検討する「届出内容を公表する全国的な電子開示システムの整備」「事業報告書等の内容の充実」のあり方について課題・対応策を検討する

アンケート調査

調査対象：47都道府県、3000医療法人(類型、病床規模等で層化抽出)、11税理士法人

調査結果：38都道府県、365医療法人、4税理士法人からの回答を回収

- ✓ 事業報告書等の全国開示について、**都道府県95%、医療法人63%が賛成**と回答
反対意見としては、**悪意を持つ者の利用の脅威、財務状況に影響される離職等の誘発**、等
- ✓ 全国規模の経営指標の必要性について、**都道府県39%、医療法人61%が必要**と回答
必要なし理由として、**地域や施設別が前提であること、診療所としては参考にならない**、等

ヒアリング調査

調査対象：都市部/地方部の都道府県、全国開示に賛成/反対の社会/一般医療法人

調査結果：2都道府県、3医療法人

- ✓ 閲覧の際に一定の規定は必要(**公開データと身分確認が必要な詳細データを分ける等**)
- ✓ **施設別・主要費目(人件費と委託費、材料費)は経営の比較分析に有用だが作業負担が課題**

医療法人以外との比較

比較対象：規模により財務諸表の作成義務・公表範囲の異なる一般社団法人と株式会社の他、社会福祉法人、学校法人、公益法人、地方独立行政法人、地方公共団体

調査結果：

- ✓ 一般社団法人・株式会社は**貸借対照表の公告が規定されており、一定規模以上では損益計算書が加えられる**
- ✓ 医療法人は、**一定規模以上のみに貸借対照表と損益計算書の公告が規定**される

企画検討委員会

- ✓ 本事業は医療法人に限定されているが、今後は医療機関全体を対象とするかどうか検討をすべき
- ✓ 詳細化したデータ*についてはグルーピングしたデータを政策活用の目的として限定すれば活用できる可能性がある
- ✓ 個別の詳細化したデータについては、匿名加工を行ったとしても個人・法人を特定できる場合等を想定し、慎重な議論が必要

全国的な電子開示システムを構築する場合の方向性

開示データの範囲としてグルーピングした全国平均とするなどのデータを対象とし、個別の匿名加工情報には慎重な議論が必要

- ✓ 法人を特定できないように全国平均等グルーピングしたデータとする
- ✓ 匿名加工情報であっても個人情報保護法上の第三者提供に該当する場合を想定し、匿名加工の方法等、慎重な議論が必要

事業報告書等の詳細化を行う場合の方向性

詳細データは政策等のエビデンスとして活用できる可能性がある、法人経営の適正化を目的とした活用には慎重な議論が必要

- ✓ 政策等への活用として、診療報酬改定、補助金等の医療機関支援の制度設計等、活用目的に応じて整理が必要
- ✓ 単独で活用するのではなく、病床機能報告や外来機能報告等との連携等、多角的な分析の有用性について議論が必要
- ✓ 第三者提供する場合には、活用目的を具体化し目的に沿ったグルーピングしたデータを対象とし、匿名加工情報は慎重な議論が必要

あり方
(案)

*詳細化されていない既存の報告対象のデータは上記の限りではなく都道府県HPにて電子開示を行う

医療法人の経営情報のデータベース の目的について

医療法人の経営情報のデータベースの目的（政策活用等）①

- 我が国では、高齢人口の増加や医療の高度化など国民医療費が年々増加し、また、今後、生産年齢人口の急激な減少や医療資源の地域格差など医療制度上克服すべき課題がある。
- また、新型コロナウイルスの感染拡大に際して、医療機関支援などの政策を進めるために必要なエビデンスとしての医療機関の経営状況の把握ができず、国民への情報の提供が十分ではなかったことも課題である。
- こうした医療を取り巻く課題に対応するための政策を進めるためには、**医療の置かれている現状と実態を表す情報をもとに国民に対して丁寧に説明していく必要がある。**
- 地域医療の担い手である医療法人は、運営の透明性が求められており、その運営状況を明らかにすることにより医療が置かれている現状と実態を表すことは、医療法人制度の趣旨とも齟齬を来さない。
- このため、政府方針等でも医療法人の経営情報の収集及びそのデータベースの構築並びに、国民への丁寧な説明について、検討が必要とされている。



医療法人の経営情報のデータベースの目的（政策活用等）②

医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、医療法人の経営情報（※）を収集する。

※ 病院及び診療所に限定した経営情報。

これにより、

- ・ 医療機関の経営状況をもとに、**国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進**
- ・ 医療機関の経営状況の実態を踏まえた、**効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策の検討**
- ・ 物価上昇や災害、新興感染症等に当たり**経営影響を踏まえた的確な支援策の検討**
- ・ 実態を踏まえた**医療従事者等の処遇の適正化に向けた検討**
- ・ 社会保険診療報酬に関する基礎資料である**医療経済実態調査の補完**

に活用することが可能となる。

また、医療機関側も、マクロデータを自院の経営指標と比較することで、経営課題の分析にも活用可能であると考えられる。

医療法人の経営情報のデータベースの目的（政策活用等）③

（留意すべき点）

- 医療法人の経営情報の提出は、調査主体が被調査主体を抽出し、被調査主体が任意で回答する調査ではなく、医療法人への義務的な全数把握であることが特徴として、これを踏まえた制度設計を進めるべきと考えられる。
- 一方、全ての医療法人に経営情報の提出を義務づけるのであるならば、一般的に医療法人が提出可能な制度であるべきと考えられ、医療法人が既に取得・収集している情報をもとにすべきと考えられる。
- また、対象は医療法人のみであることから、新たな制度で政策のエビデンス全ての情報を得ようとするには限界があることを踏まえて制度を検討すべきと考えられる。
- なお、新たな制度の目的は医療法人の経営情報のデータベースの構築とその活用にあり、法人の監督・指導を目的とする事業報告書等とは異なることからこれらは別制度とすることを前提にすべきと考えられる。
- 「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議）で記載されているとおり、2023年度までに医療法人の経営情報のデータベースの構築が求められており、新たな制度による経営情報の提出は2023年度可能な範囲で早期に開始し、新たな制度が施行された後に決算を迎える医療法人から順次提出を求めるべきと考えられる。

医療法人の経営情報のデータベースの 在り方について

1. 制度の対象とする医療法人について
2. 届出を求める経営情報について
3. 病床機能報告・外来機能報告との連携について
4. 国民への公表方法について
5. 研究者への提供のための制度（第三者提供制度（仮称））について
6. その他（医療法人以外の経営情報）について

1. 制度の対象とする医療法人について

- 新たな制度では、現行の事業報告書等に含まれる損益計算書等よりも詳細な経営情報の提出を求める必要があるが、合理的理由無く対象・対象外を区分すれば、公平性を欠き、制度への協力が得られず、その目的を果たせなくなる可能性がある。このため、事業報告書等の提出が義務化されていることと同じく、新たな制度でも**原則、全ての医療法人に対して義務化すべきと考えられる。**
- 一方、新たな制度により経営情報の提出を義務化するのであれば、対応が困難な医療法人まで対象とすることは制度上の矛盾が生じることから、過度な負担を前提にするようなことのないよう考慮も必要であると考えられる。
- このため、小規模な医療法人は、経理に携わる従業員も限られることが見込まれ、**法人税制度上、社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階税制）が適用されている法人は、社会保険診療報酬に概算経費率を乗じるなどして経費を算出しており、実態を考慮して、こうした法人に限って除外してはどうか。**

(参 考)

小規模な医療法人の例 租税特別措置法第67条の適用を受ける医療法人

租税特別措置法（抄）

第六十七条 医療法人が、各事業年度において第二十六条第一項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において、当該各事業年度の当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であり、かつ、当該各事業年度の総収入金額が七千万円以下であるときは、当該各事業年度の所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る経費として損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

（注）四段階税制の適用を受けている医療法人数（令和2年度）は61法人

出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和4年1月国会提出）

2. 届出を求める経営情報について①

- 経営情報の提出を医療法人に原則、義務化するのであれば、医療法人が一般的に対応可能な範囲の情報であるべきで、過度な負担を強いることのないよう考慮すべきと考えられる。
- 一方、骨太の方針2022などの政府方針等で示しているとおり、人件費の状況などを把握したり、補助金や診療報酬改定などへの政策のエビデンスとして活用するのであれば、収集する経営情報は、より詳細な方が、その分活用性も高まるものと考えられる。
- こうした考えのもと、新たな制度により医療法人に求める経営情報は、「政策活用性の向上」及び「医療法人への業務負担」の両面を睨み検討することが必要と考えられる。
- これらを踏まえ、医療法人制度では、統一的に会計基準を定めていないが、医療機関ごとの財務諸表を作成することを想定して、任意で病院会計準則を用いることを推奨しており、経営情報の対象として、
 - ・ **収益及び費用（損益計算書）**については、事業形態の多角化が進む法人もある中**対象を病院及び診療所に限定した上で、医療機関ごとの財務諸表を作成するために策定された「病院会計準則」をベースにしてはどうか**（※）。

※ 全ての病院で病院会計準則を適用していないことを考慮する必要がある。

- ・ **資産、負債及び純資産（貸借対照表）**については、施設単位で作成していない法人も一定数あることから、法人単位である**現行の事業報告書等による貸借対照表によるべき**と考えられる。

2. 届出を求める経営情報について②

- 昨年度実施した「医療法人の事業報告書等に係るデータベース構築のための調査研究事業」（厚生労働省委託事業）では、複数の施設を開設している医療法人において施設別に損益計算書を作成していない法人が一定数（約3割）あり、**新たな制度の施行に当たっては、こうした医療法人の準備に要する期間も考慮して、制度開始後に届出期限の延長や届出内容の簡素化を認める等の経過措置を設けてはどうか。**
- 医療法人の事務的効率性の観点から、**新たな制度では、現行の事業報告書等と同時期（決算終了後3ヶ月）の届出が望ましいが、作業量も踏まえつつ、負担増加による届出時期の延期又は、届出時期に猶予を設ける配慮も検討してはどうか。**

2. 届出を求める経営情報について③（給与関係）

- 骨太の方針2022（令和4年6月7日）及び、公的価格評価検討委員会「公的価格に関する今後の処遇改善の基本的考え方及び処遇改善の方向性の中間整理」（令和3年12月21日）（※）において、本制度による現場で働く医療従事者の給与上の処遇の把握について検討が求められている。

※ 「一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要である。」

- 医療従事者の処遇の適正化を進めるため現状の給与の把握には、**職種ごとの年間1人当たりの給与額の把握が必要**と考えられ、「職種ごとの給与費の合計額」と「職種ごとの延べ人数」により算出することとなるが、医療法人によっては財務情報としては存在しない数値も考えられる。
- 医療法人の負担も考慮して既存調査で対応可能なものは、それを活用する観点から「**職種ごとの延べ人数**」については、**病床機能報告の報告を求める時点**（※1）とし、「**職種ごとの給与費の合計額**（※2）」については、財務諸表等の作成に必要とせず、医療機関が把握していないことも多いことから、回答を容易にする観点から**対象時期を暦年（直近1月1日から12月31日まで）とすることが考えられるか**（※3）。上記中間整理の趣旨を踏まえて、提出を義務付ける考え方がある一方で、医療機関の負担を踏まえて、対象職種を含めて医療法人の任意とする考え方もあるが、どう考えるか。

※1 病床機能報告では7月1日現在の人数を以て報告されている（派遣労働者等が含まれていることについて留意が必要。）。病床機能報告の対象外となる無床診療所等の医療機関及び病床機能報告で対象としない職種については、病床機能報告の調査対象日と同じ7月1日現在の人数の報告を任意で求める。

※2 会計年度単位で職種ごとの給与費の支給額情報を持っていない法人もあるため、対象時期を直近1月1日から12月31日までに職員に支給した額とする。

※3 算出のイメージ「A職種1人当り給与額 = A職種年間給与費（合計） ÷ 直近7月1日現在人数」

(現行) 医療法第52条第1項の届出事項

- 事業報告書 ○財産目録 ○貸借対照表
- 損益計算書 **(法人全体の事業収益・費用等のみ)** ○関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 監査報告書 ○社会医療法人の役員報酬基準、保有資産目録、業務に関する書類
- その他一定規模以上医療法人・社会医療法人債発行法人関係書類 (閲覧対象外)

経営情報案

※ 赤文字は必須項目。緑文字は任意項目。青文字は病院は必須項目、診療所は任意項目。

施設別

- **医業収益** (入院診療収益、**室料差額収益**、**外来診療収益**、**その他の医業収益**)
 - ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益 (患者負担含む)」及び「公害等診療収益」を別掲。
 - ※ その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。
 - ※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。
- **材料費** (**医薬品費**、**診療材料費・医療消耗器具備品費**、**給食用材料費**)
- **給与費** (給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費)
- **委託費** (**給食委託費**)
- **設備関係費** (**減価償却費**、**機器賃借料**) ○ **研究研修費**
- **経費** (**水道光熱費**)
 - ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。
- **控除対象外消費税等負担額**
- **本部費配賦額**
 - ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。
- **医業利益 (又は医業損失)**
- **医業外収益** (**受取利息及び配当金**、**運営費補助金収益**、**施設設備補助金収益**)、○ **医業外費用** (**支払利息**)
- **経常利益 (又は経常損失)**
- **臨時収益**、○ **臨時費用**
- **税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)**
- **法人税、住民税及び事業税負担額**
- **当期純利益 (又は当期純損失)**
- **職種別の給料及び賞与並びにその人数** ※ ※病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用

職種 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員 (保健師、助産師、看護師、准看護師)、その他の医療技術者等 (診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ (理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士)、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等 (管理栄養士、栄養士、調理師)、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務 (総務、人事、財務、医事等) 担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士、その他の職員)

3. 病床機能報告・外来機能報告との連携について

- 新たな制度において、収集する経営情報の情報量が多ければ、政策のエビデンスとしての活用性も高まるものと考えられ、単独で活用するのではなく既存の調査等と連携することも、その方法として考えられる。
 - このため、病床機能報告と連携することにより、高度急性期機能300床～399床の病院における利益率の平均値等の指標を作成する等「病床機能報告や外来機能報告等との連携により多角的な分析が可能となる（※1）」ことから、**病床機能報告・外来機能報告と共通のIDを用いることで病床機能報告・外来機能報告との連携を可能としてはどうか（※2）**。
- ※1 昨年度実施した「医療法人の事業報告書等に係るデータベース構築のための調査研究事業」（厚生労働省委託事業）報告書により検討課題の一つとされている。
- ※2 病床機能報告及び外来機能報告は、報告対象とする年間実績について4月1日から3月31日までとしており、会計期間が4月1日から3月31日までではない医療法人は、新たな制度と対象期間が相違することに留意が必要。
- ただし、他の調査を連携することにより作成した情報は、国で政策活用することを前提としたものであることに留意が必要であり、それ以外の活用については、慎重な議論を行うべきと考えられる。

4. 国民への公表方法について

- 医療法人の経営情報は、これを把握・分析し、国民に対して、医療が置かれている現状・実態の理解の促進等をするために収集する。
- この目的のためには、個別の医療法人ごとの情報を公表する必要性はなく、むしろ、**属性等に応じたグルーピング等による分析を充実しつつ、その結果を提示することにより、国民に対してより分かりやすく丁寧に医療の現状・実態を提示できると考えられる。**
- 一方、個別の医療法人の経営情報を公表した場合、医療法人は、一人医師医療法人の存在など小規模な経営を法人形態により実施している診療所も数多くあり、人件費など個人の報酬額を容易に想定できる内容になり得る。
- また、社会医療法人や一定規模以上の医療法人に限定したとしてもSNS等の発達した現在においては、公表された情報について、悪意的にこれを利用される可能性も否めず、詐欺その他の犯罪被害などのリスクを伴う。
- このため、**公表する経営情報については、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表してはどうか。**
- なお、公表する具体的な内容である分析（マクロデータや指標）方法については、システムの設計時や運用時において、より充実した内容となるよう検討していくこととしてはどうか。

5. 研究者への提供のための制度（第三者提供制度（仮称））について①

（制度の必要性）

- 新たな制度では、国民・企業の負担を源泉とする医療費等を中心に収入を得ている医療法人から提出を求め、公費を使って医療法人の経営情報のデータベースを構築することから、当該データベースは国民共有の財産であると考えられる。このため、当該データベースの有効活用について検討が必要と考えられる。
- 一方で、当該データベースを活用すれば、営利目的に医療機関の運営を脅かすような利用も可能である。このように制度の目的を違えて活用されれば、医療提供体制への影響も考えられ、国民の利益にも反することとなる。このため、第三者に提供する場合であっても、目的に適った使用であることを検証する必要がある、その取扱方法については慎重な検討が必要と考えられる。
- さらに、当該データベースは、医療法人の競争上の利益を侵害する恐れのある情報や、事業報告書等との照合により、いわゆる一人医師医療法人の理事長等の特定の個人の収入等を容易に推知することができる情報が含まれることに留意が必要である。このため、こうした点も踏まえつつ第三者提供の制度設計についての検討が必要と考えられる。

5. 研究者への提供のための制度（第三者提供制度（仮称））について②

（第三者提供制度を検討する上での基本的な考え方）

- 国民の理解を深めるには、収集するデータ数を一定以上確保した上で、公表する分析結果の充実が必要。
- 学術研究目的であっても、いわゆる「オーダーメイド集計」のように、個々のニーズを踏まえた分析結果の作成・提供への取組も必要と考えられる。
- **第三者提供制度（仮称）については、上記の充実を前提とした上で、データベースとしてデータの充足を見据えた施行期日とし、それまでに制度の詳細について慎重に検討していくこととしてはどうか。**

5. 研究者への提供のための制度（第三者提供制度（仮称））について③

（第三者提供制度の目的）

- 統計法では、公的統計は国民共有の財産という考え方のもと、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、調査票情報の適正管理と守秘義務（秘密保護）を図った上で、公益性のある統計の作成及び統計的研究について、個票形式のデータ（調査票情報及び匿名データ）を第三者に提供している。
- 高齢者医療確保法上のレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）も調査対象の秘密の保護を図った上で、目的をしぼり、第三者に提供している。
- 新たな制度においても医療法人の信頼を確保する仕組みとすべきであり、第三者に提供する場合には提供先で医療法人・医療機関が特定される公表がされない仕組みとする必要がある。
- 医療法人の経営情報のデータベースを第三者へ提供する場合であっても、**提供に当たって本制度の目的に適った利用に限定すべきであり、利用目的として「医療経済に対する国民の理解に資すると認められる学術研究」や「適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案」が考えられ、こうした趣旨に沿った目的としてはどうか。**
- その上で、第三者提供する場合には、当該目的に合致した利用申請となっているか、データの漏洩や紛失が発生することがないよう、データ利用に当たってセキュリティが十分に確保された環境が整えられているか等を客観的に審査できるよう、**有識者による審査の仕組みを前提にしてはどうか。**

5. 研究者への提供のための制度（第三者提供制度（仮称））について④

（第三者提供の方法及び対象）

- 統計法では統計の作成や統計的研究（統計の作成等）を行う場合、調査票情報を提供することができる。匿名データ（※1）は、学術研究の発展、教育の発展、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上（デジタル社会形成基本法に規定する特定公共分野）に資すると認められる統計の作成等を行う者（※2）に提供することができる。

※1 調査票情報を特定の個人または法人等の識別ができないように加工したもの：識別情報の削除、識別情報のトップ・コーディング、リサンプリング等

※2 研究者、講義等の教育を行う指導教員やその学生、特定公共分野に関する統計の作成等を行う民間事業者・団体等

- 医療法人の経営情報のデータベースに記録された情報を第三者に提供する場合については、当該情報がオープンデータと照合することにより法人・医療機関の特定を容易に行えるという性質を持つことを考慮し、**研究目的に照らして必要最小限の範囲の情報に限定する等、個人及び法人の権利利益が侵害されないよう配慮した上で、提供する必要があると考えられる。**

- その上で、第三者提供を行う場合には、

- ・ **提供の対象とする者は、前記の目的に沿って適切に研究を行える者か、研究倫理の保持が可能か**
- ・ **提供を求めるデータの範囲は、研究目的に適った必要なデータ範囲であるかなどの観点から審査し、提供の可否を決定する方向で検討してはどうか。**

6. その他（医療法人以外の経営情報）について

- 「医療法人の事業報告書等に係るデータベース構築のための調査研究事業」（厚生労働省委託事業）では、医療法人以外の経営情報についてもデータベース化の検討をすべきとされている。
- 新たな制度は、医療法人の制度として位置づけるため、医療法人以外の設置主体を対象とすることは難しいと考えられる。従って、**医療法人以外の経営情報について、制度の対象とはしないが、データの活用にあたって、他の公開情報を実務的に収集し、医療法人の経営情報のデータベースと連携して活用してはどうか**（※）。

※ 自治体病院であれば地方公営企業年鑑など、公立・公的医療機関の多くは、それぞれの法人制度の中で自院の経営情報を公表していることから、医療法人の経営情報の提出とは別で実務的に収集し、医療法人の経営情報のデータベースと組み合わせて活用することは可能である。また、厚生労働省で委託事業として実施している「病院経営管理指標」では、異なる開設主体の病院の経営情報を調査・分析しており、このような情報や他の公開情報を活用することも考えられる。

参考資料

(参考) 現行の事業報告書等様式

- 平成18年6月の第5次医療法改正により、平成19年4月から施行。
- 医療法第51条第1項に「医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）」を作成しなければならない。」とされ、作成義務のある決算に関する書類である。
- 医療法第52条により、決算に関する書類は、都道府県への届出を経て、原則として一般の閲覧に供されている。
- 公開情報となる点を考慮して、従前の様式(※)よりも簡素なものに改められた。
 - ※ 決算届出に関する書類の様式(施設ごとの決算情報を表したもの。)はこれにより廃止された。
- 内容は、
 - ・ 名称
 - ・ 事業所の所在地
 - ・ 設立認可(登記)年月日
 - ・ 役員及び評議員名
 - ・ 事業の概要その他、法人の決算に関する情報等である。

事業報告書 (自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

一部抜粋

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人〇〇会
- ① ☐ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和・平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日
- (4) 設立登記年月日 昭和・平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日
- (5) 役員及び評議員

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	〇〇病院	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	一般病床 〇〇〇床 療養病床 〇〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床
診療所	〇〇診療所 【〇〇市(町、村) から指定管理者 として指定を受けて管理】	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人 保健施設	〇〇園	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名
介護医療 院	〇〇介護医療院	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名

(参考) 現行の事業報告書等様式 (貸借対照表及び損益計算書)

● 貸借対照表

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	×××	I 流 動 負 債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
その他の流動資産	×××	未払消費税等	×××
II 固 定 資 産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	〇〇引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固 定 負 債	×××
車両及び船舶	×××	医療機関債	×××
土地	×××	長期借入金	×××
建設仮勘定	×××	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇〇引当金	×××
2 無形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
借地権	×××	負債合計	×××
ソフトウェア	×××	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	×××	科 目	金 額
3 その他の資産	×××	I 基 金	×××
有価証券	×××	II 積 立 金	×××
長期貸付金	×××	代替基金	×××
保有医療機関債	×××	〇〇積立金	×××
その他長期貸付金	×××	繰越利益積立金	×××
役職員等長期貸付金	×××	III 評価・換算差額等	×××
長期前払費用	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他の固定資産	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

※ 診療所のみを開設する医療法人は簡易な様式となっている。

● 損益計算書

(単位: 千円)

科 目	金 額	
I 事 業 損 益		
A 本末業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1) 事業費	×××	
(2) 本部費	×××	×××
本末業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利		
法人税・住民税及び事業税		
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

施設ごとの経営状況までは把握不可能。

法人としての1会計期間の経営状況が把握可能。

※ 診療所のみを開設する医療法人は簡易な様式となっている。

(参考) 病院会計準則

医業収益

入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療、介護保険等）
室料差額収益	特定療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収益
外来診療収益	外来患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保健予防活動収益	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
受託検査・施設利用収益	他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備機器を他の医療機関の利用に供した場合の収益
その他の医業収益	文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の介護報酬を含む）
保険等査定減	社会保険診療報酬支払基金などの審査機関による審査減額

医業費用

(材料費)	
医薬品費	(ア) 投薬用薬品の費消額 (イ) 注射用薬品（血液、プラズマを含む）の費消額 (ウ) 外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額
診療材料費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など1回ごとに消費する診療材料の費消額
医療消耗器具備品費	診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの
給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額
(給与費)	
給料	病院で直接業務に従事する役員・従業員に対する給料、手当
賞与	病院で直接業務に従事する従業員に対する確定給付賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
賞与引当金繰入額	病院で直接業務に従事する従業員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
退職給付費用	病院で直接業務に従事する従業員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額（役員であることに起因する部分を除く）
法定福利費	病院で直接業務に従事する役員・従業員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額

(委託費)	
検査委託費	外部に委託した検査業務の対価としての費用
給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
寝具委託費	外部に委託した寝具整備業務の対価としての費用
医事委託費	外部に委託した医事業務の対価としての費用
清掃委託費	外部に委託した清掃業務の対価としての費用
保守委託費	外部に委託した施設設備に係る保守業務の対価としての費用。ただし、器械保守料に該当するものは除く。
その他の委託費	外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用。ただし、金額の大きいものについては、独立の科目を設ける。

(参考) 病院会計準則

(設備関係費)	
減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器械賃借料	固定資産に計上を要しない器械等のリース、レンタル料
地代家賃	土地、建物などの賃借料
修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、現状回復に要した通常の修繕のための費用
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器械保守料	器械の保守契約に係る費用
器械設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車車損害賠償責任保険、自動車税等の費用
(研究研修費)	
研究費	研究材料（動物、飼料などを含む）、研究図書等の研究活動に係る費用
研修費	講習会参加に係る会費、旅費交通費、研修会開催のために招聘した講師に対する謝金等職員研修に係る費用

(経費)			
福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員の福利厚生のために要する法定外福利費 (ア) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (イ) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与。 ただし、金額の大きいものについては、独立の科目を設ける。	会議費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
		水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
		保険料	生命保険料、病院責任賠償保険料など保険契約に基づく費用。ただし、福利厚生費、器械設備保険料、車両関係費に該当するものを除く。
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。	交際費	接待費及び慶弔など交際に必要な費用。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の費用	諸会費	各種団体に対する会費、分担金などの費用
通信費	電信電話料、インターネット接続料、郵便料金など通信のための費用	租税公課	印紙税、登録免許税、事業所税などの租税及び町会費などの公共的課金としての費用。ただし、固定資産税等、車両関係費、法人税・住民税及び事業税負担額、課税仕入れに係る消費税及び地方消費税相当部分に該当するものは除く。
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用	医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票などの医療用、事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものを除く。	貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能と見積もられる部分の金額
消耗器具備品費	事務用その他の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの	雑費	振込手数料、院内託児所費、学生に対して学費、教材費などを負担した場合の看護師養成費など経費のうち前記に属さない費用。 ただし、金額の大きいものについては独立の科目を設ける。
		控除対象外消費税等負担額	病院の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。
		本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用

(参考) 病院会計準則

医業外収益

受取利息及び配当金	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
有価証券売却益	売買目的等で所有する有価証券を売却した場合の売却益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金のうち、当該会計期間に配分された金額
患者外給食収益	従業員等患者以外に提供した食事に対する収益
その他の医業外収益	前記の科目に属さない医業外収益。ただし、金額が大きいものについては、独立の科目を設ける。

臨時収益

固定資産売却益	固定資産の売却価額がその帳簿価額を超える差額
その他の臨時収益	前記以外の臨時的に発生した収益。

医業外費用

支払利息	長期借入金、短期借入金の支払利息
有価証券売却損	売買目的等で所有する有価証券を売却した場合の売却損
患者外給食用材料費	従業員等患者以外に提供した食事に対する材料費。ただし、給食業務を委託している場合には、患者外給食委託費とする。
診療費減免額	患者に無料または低額な料金で診療を行う場合の割引額など
医業外貸倒損失	医業未収金以外の債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額
貸倒引当金医業外繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金以外の債権の発生額うち、回収不能と見積もられる部分の金額
その他の医業外費用	前記の科目に属さない医業外費用。ただし、金額が大きいものについては、独立の科目を設ける。

臨時費用

固定資産売却損	固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額
固定資産除却損	固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用
資産に係る控除対象外消費税等負担額	病院の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税のうち資産取得部分から発生した金額のうち多額な部分
災害損失	火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する支出の合計額
その他の臨時費用	前記以外の臨時的に発生した費用

法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の病院の負担に属するものとして計算された金額
-----------------	--

(参考) 病院経営管理指標 と 医療経済実態調査

病院経営管理指標

問2 従事者の状況 (年度決算期末時点)

職種別の従事者数をご記入下さい。(※派遣職員は除く)

職種		従事者数	職種	従事者数
医師 (歯科医師を除く)	常勤		薬剤師 (常勤換算)	
	うち研修医		リハビリテーション専門職 (常勤換算) (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)	
	非常勤 (常勤換算)		社会福祉士 (常勤換算)	
歯科医師 (常勤換算)			放射線技師 (常勤換算)	
看護師	常勤		臨床検査技師 (常勤換算)	
	非常勤 (常勤換算)		事務職員 (常勤換算)	
准看護師	常勤		その他の職員 (常勤換算)	
	非常勤 (常勤換算)			

※常勤は整数、非常勤は小数第一位までご記入下さい。

※医師の従事者数には、指導医、前期研修医、後期研修医も含めた人数をご記入下さい。

※派遣職員については、従事者数に含めないで下さい。

【参考：計算式及び記入方法について】

・換算数は以下の計算式を用いて算出して下さい。

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間}}{\text{病院が定めている1週間の勤務時間}}$$

ただし、1ヶ月に数回の勤務である場合は、以下の計算式を用いて算出して下さい。

$$\frac{\text{従事者の1ヶ月の勤務時間}}{\text{病院が定めている1週間の勤務時間} \times 4 (\text{週})}$$

・従事者の勤務時間は実態に応じて算出して下さい。

・上記の計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上して下さい。得られた結果が0.1に満たない場合は0.1と計上して下さい。

医療経済実態調査

2 3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与

常勤職員 (3月末までの事業年(度))															
職 種	延べ人員(人月)		給 料								賞 与				
病院長 (個人立の開設者本人を除く)	40	人月	53								66				
医 師	41	人月	54								67				
歯科医師	42	人月	55								68				
薬剤師	43	人月	56								69				
看護職員	44	人月	57								70				
看護補助職員	45	人月	58								71				
医療技術員	46	人月	59								72				
歯科衛生士	47	人月	60								73				
歯科技工士	48	人月	61								74				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	49	人月	62								75				
その他の職員	50	人月	63								76				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	51	人月	64								77				
合 計	52	人月	65								78				

(参考) 医療法人の決算届等の様式について①

H
4
年
度

H4.7.1 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について

(健政発第418号) (厚生省健康政策局長通知)

2 医療法人の会計処理

(1) 医療法人が作成する書類を収支計算書から損益計算書に改めた趣旨は、医療法人の会計処理を現金主義から発生主義に改めることにより、医療法人が自らの経営状況を的確に把握できるようにし、もって医療法人の経営の健全化に資することであること。

(2) 法改正の趣旨に鑑み、病院又は老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」(昭和58年8月22日付医発第824号厚生省医務局長通知)又は「老人保健施設会計・経理準則」(平成元年6月1日付老健第35号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)により会計処理するものとする。

(3) 診療所のみを開設する医療法人にあつては、「病院会計準則」に準じて会計処理することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあつては、原則として「病院会計準則」に準じて会計処理するものとする。

(様式例)

損 益 計 算 書								
自 平成×年×月×日 至 平成×年×月×日								
科	目	金	額					
I	医業収益			(1) 減価償却費	×××		5 患者外給食収益	×××
	1 入院診療収益	×××		(2) 器械賃借料	×××		6 その他の医業外収益	×××
	2 室料差額収益	×××		(3) 地代家賃	×××		IV 医 業 外 費 用	
	3 外来診療収益	×××		(4) 修繕費	×××		1 支払利息	×××
	4 保健予防活動収益	×××		(5) 固定資産税等	×××		2 有価証券売却損	×××
	5 受託検査・施設利用収益	×××		(6) 器械保守料	×××		3 患者外給食用材料費	×××
	6 その他の医業収益	×××		(7) 器械設備保険料	×××		4 診療費減免額	×××
	合計	×××		(8) 車両関係費	×××	×××	5 医業外貸倒損失	×××
	7 保険等査定減	×××		5 研究研修費			6 貸倒引当金医業外繰入額	×××
II	医業費用			(1) 研究費	×××		7 その他の医業外費用	×××
	1 材料費			(2) 研修費	×××	×××	経常利益 (又は経常損失)	
	(1) 医薬品費	×××		6 経費			V 臨時収益	
	(2) 診療材料費	×××		(1) 福利厚生費	×××		1 固定資産売却益	×××
	(3) 医療消耗器具備品費	×××		(2) 旅費交通費	×××		2 その他の臨時収益	×××
	(4) 給食用材料費	×××	×××	(3) 職員被服費	×××		VI 臨時費用	
	2 給与費			(4) 通信費	×××		1 固定資産売却損	×××
	(1) 給料	×××		(5) 広告宣伝費	×××		2 固定資産除却損	×××
	(2) 賞与	×××		(6) 消耗品費	×××		3 資産に係る控除対象外消費税等負担額	×××
	(3) 賞与引当金繰入額	×××		(7) 消耗器具備品費	×××		4 災害損失	×××
	(4) 退職給付費用	×××		(8) 会議費	×××		5 その他の臨時費用	×××
	(5) 法定福利費	×××	×××	(9) 水道光熱費	×××		> 税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	
	3 委託費			(10) 保険料	×××	×××	> 法人税、住民税及び事業税負担額	
	(1) 検査委託費	×××		(11) 交際費	×××		当期純利益 (又は当期純損失)	
	(2) 給食委託費	×××		(12) 諸会費	×××			
	(3) 寝具委託費	×××		(13) 租税公課	×××			
	(4) 医事委託費	×××		(14) 医業貸倒損失	×××			
	(5) 清掃委託費	×××		(15) 貸倒引当金繰入額	×××			
				(16) 雑費	×××	×××		
				7 控除対象外消費税等負担額		×××		
				8 本部費配賦額		×××		
				医業利益 (又は医業損失)				
				III 医業外収益				
				1 受取利息及び配当金	×××			
				2 有価証券売却益	×××			
				3 運営費補助金収益	×××			

(参考) 医療法人の決算届等の様式について②

H7年度

H7.4.20 決算の届出等について（指第26号）（健康政策局指導課長通知）

医療法人制度検討委員会の提言を踏まえ、事務の簡素化及び効率化を図る観点から、医療法人における決算の届出を改めた。

1. 決算の届出の様式について
病院又は老人保健施設を開設する医療法人に係る決算の届出については、平成4年7月1日付け健政発第418号通知に基づき、「病院会計準則」、「老人保健施設会計・経理準則」により作成される貸借対照表及び損益計算書の届出様式を別紙のとおりに改める。また、病院又は老人保健施設を開設する医療法人で、例外的に法人税の確定申告の際税務署に提出する貸借対照表及び損益計算書の写しを届け出ている医療法人については、すみやかにこの様式に切り換えて届け出るよう指導すること。

なお、診療所のみを開設する医療法人については、従来どおりの取扱いで差し支えないものであること。

様式 2 - 1

損益計算書（病院・診療所）

（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

法人名

施設名

所在地

※医療法人整理番号		※医療施設整理番号		(単位：千円)	
収		益		費	
科	目	金	額	科	目
医療収益				医療費用	
入院患者収益				給与費	
外来患者収益				常勤職員給与費	
室料差額等収益				医師給与費	
その他の収益				看護婦給与費	
				その他の給与費	
				非常勤職員給与費	
				退職給付引当金繰入	
				法定福利費	
				材料費	
				医薬品費	
				給食材料費	
				その他の材料費	
				経費	
				委託費	
				減価償却費	
				役員報酬	
				その他の費用	
				医療利益（▲医療損失）	
医療外収益				医療外費用	
受取利息・配当金				支払利息	
その他の医療外収益				その他の医療外費用	
				経常利益（▲経常損失）	
特別収益				特別損失	
				税引前当期純利益（▲税引前当期純損失）	

注1) この表は開設する病院、診療所毎に作成すること。

2) 室料差額等収益とは、特別の療養環境の提供（特別室）の特別料金、前歯部の材料差額、金属床総義歯、紹介外来型病院の初診、特定機能病院での初診、予約診療、診療時間外の診察、特別注文給食、特別材料給食、高度先進医療の自己負担分をいう。

※印は記入しないこと。

(参考) 医療法人の決算届等の様式について③

H
16
年
度

H16.8.19 病院会計準則の改正について（医政発第0819001号）（医政局長通知） 病院会計準則の改正に伴う医療法人における決算の届出の様式に係る留意点について （医政指発第0819002号）（医政局指導課長通知）

病院に係る財務諸表の様式及びその作成方法等に関する諸原則については、昭和58年8月22日付医発第824号をもって病院会計準則の改正について通知し、貴管内の病院に周知、指導いただいていたところである。

これについては、その後における病院を取り巻く経営環境の変化、企業会計、公会計や非営利組織会計の分野での会計基準の見直し等の状況を勘案し、医療を安定的に提供するための効率的で透明な医療経営の確立を図る観点から、今般、病院会計準則を、別添のとおり全面的に改正することとしたので、御了知の上、貴管内の医療機関に対してその活用につきご指導願いたい。

様式2-1

損益計算書（病院・診療所）									
（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）									
法人名									
施設名									
所在地									
※医療法人 整理番号				※医療施設 整理番号					
収 益					費 用				
科 目					科 目				
金額					金額				
医療収益					医療費用				
入院診療収益					材料費				
室料差額等収益					医薬品費				
外来診療収益					給食材料費				
その他の収益					その他の材料費				
					給与費				
					常勤職員給料・賞与				
					医師給料・賞与				
					看護師給料・賞与				
					その他給料・賞与				
					非常勤職員給料・賞与				
					役員報酬				
					退職給付費用				
					法定福利費				
					委託費				
減価償却費									
その他の設備関係費									
経費									
控除対象外消費税等負担額									
その他の費用									
医療利益（▲医療損失）									
医療外収益					医療外費用				
受取利息・配当金					支払利息				
その他の医療外収益					その他の医療外費用				
臨時収益					經常利益（▲經常損失）				
					臨時費用				
					税引前当期純利益（▲税引前当期純損失）				

注1) この表は開設する病院、診療所毎に作成すること。

2) 室料差額等収益とは、特別の療養環境の提供（特別室）の特別料金、前歯部の材料差額、金属床総義歯、紹介外来型病院の初診、特定機能病院での初診、予約診療、診療時間外の診療、特別注文給食、特別材料給食、高度先進医療の自己負担分をいう。

※印は記入しないこと。

(参考) 医療法人の決算届等の様式について④

H
18
年度

H19.3.30 医療法人における事業報告書等の様式について

(医政指発第0330003号) (医政局指導課長通知)

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正後の医療法による医療法人の事業報告書等の様式については、下記のとおりであるので、留意いただくとともに、貴管内医療法人に対してご指導願いたい。

なお、これに伴い、「決算の届出等について（平成7年4月20日付指第26号厚生省健康政策局指導課長通知）」及び「病院会計準則の改正に伴う医療法人における決算の届出の様式に係る留意点について（平成16年8月19日付医政指発第0819002号厚生労働省医政局指導課長通知）」は廃止する。

様式 4 - 1

法人名

所在地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(單位：千円)

科	目	金	額
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
1	事業収益		×××
2	事業費用		
	(1)事業費	×××	
	(2)本部費	×××	×××
	本来業務事業利益		×××
B	附帯業務事業損益		
1	事業収益		×××
2	事業費用		×××
	附帯業務事業利益		×××
C	収益業務事業損益		
1	事業収益		×××
2	事業費用		×××
	収益業務事業利益		×××
	事業利益		×××
II	事業外収益		
	受取利息	×××	
	その他の事業外収益	×××	×××
III	事業外費用		
	支払利息	×××	
	その他の事業外費用	×××	×××
	経常利益		×××
IV	特別利益		
	固定資産売却益	×××	
	その他の特別利益	×××	×××
V	特別損失		
	固定資産売却損	×××	
	その他の特別損失	×××	×××
	税引前当期純利益		×××
	法人税・住民税及び事業税	×××	
	法人税等調整額	×××	×××
	当期純利益		×××

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

(参考) 経営指標について①

S
38
年
度

S 38.12.5 標準的な病院勘定科目の設定について（医発第1263号）（医務局長通知）

現在、わが国の病院において設けられている勘定科目は、開設者によってかなり相違しており、病院の財政状態や経営成績を的確に把握できる標準的な病院勘定科目の設定が各方面から要望されていた。

今般、これらの要望にこたえる標準的な勘定科目を設定するために、学識経験者の参集を煩わし、打合会を開催した結果、「病院勘定科目表」に示すような勘定科目が前記の趣旨に沿うものとして最も望ましいものであるとの結論が得られたので今後、貴管内の病院に対し、これにしたがって勘定科目を設けるよう指導方特段の御配慮を願いたい。

なお、各病院関係団体に対してもこれが協力方について依頼したので、御了知のうえ御指導願いたい。

S
40
年
度
～

S 40.10.13 病院会計準則 制定（医発第1233号）（医務局長通知）

①「病院経営収支調査」の開始（～H15年度）

病院の経営成績および財政状態を継続的に把握して医療行政の基礎資料を得るとともに、経営管理の指標を作成し、病院の健全な運営に資することを目的として、病院経営収支調査を開始した。

旧統計法の臨時調査であり、対象は、企業会計方式を採用して経理を行っている公的病院のうち、地方公共団体、日赤、済生会、厚生連および国家公務員共済組合連合会の経営する病院としている。

②「主要公的医療機関の状況」の作成（～H15年度）

「主要公的医療機関等の概況調査」により、公的医療機関及び公的性格を有する病院団体の経営成績及び財政状態を調査・把握し、結果を取りまとめていた。なお、自治体病院の情報については地方公営企業年鑑から引用していた。

H
5
年
度

H 5.6 「医療機関経営健全化対策検討委員会」（～H 6.1）

- ・病院の経営改善は病院自身の経営努力が基本だが、行政サイドもその努力を効果的なものにするための支援を行うべき。
- ・病院の経営努力のためには、努力の目安となる病院経営指標の策定が必要。

H
6
年
度

③「病院経営指標（医療法人病院の決算分析）」の作成（～H15年度）

新たな調査等による病院に対する負担を避け、民間病院の過半数を占める医療法人が開設する病院の決算書を基礎資料とすることとした。

集計については、医療法人が開設する病院のうち、法人設立後1年以上経過し、かつ、会計年度が4月1日から3月31日までと定められているものを対象とし、損益計算書（損益状況）や貸借対照表（財政状態）の記載内容に不備等のあったものを除外している。

①～③はいずれも病院会計準則の中項目程度の勘定科目を活用

平成16年8月の病院会計準則の見直しに伴い、平成18年度から「病院経営管理指標」として一本化

(参考) 経営指標について②

H
17
年
度

厚生労働省医政局委託事業「医療施設経営安定化推進事業」病院経営管理指標（病院経営指標、病院経営収支調査年報、主要公的医療機関の状況）改正のための調査研究

（調査対象）

- 公的病院を対象とした2種類の調査は一本化する。
- 公的病院に対する調査項目のうち、非財務データについては、「病院経営指標」で用いている「医療施設静態調査」などから得られることから削除する。
- 非財務データとして利用している「医療施設静態調査」、「病院報告」、「医療監査」のうち、「医療監査」は前二者と重複しているため利用データから除く。

（指標の考え方）

- 用語・算式の重複・不統一を排除する。
- 経営成績を判定評価する判定指標（例：利益率）と、その要因分析に用いる原因指標（例：病床利用率）に分類する。
- できるだけ多くの指標が算出できるよう、収集範囲内で財務データ、および非財務データの実数はできるだけ幅広く収載する。

（グルーピング）

- 開設者
- 病院の種別（一般、療養型、精神、結核、感染症）
- 病床規模（20床～99床、100床～199床、200床～299床、300床～399床、400床～）
- 地域（都道府県別）
- 設備投資の有無（経営悪化の原因分析）
- 分業・委託の有無（医薬分業の有無、給食委託の有無）
- 黒字・赤字

開設者	病院経営指標	病院経営収支調査年報	主要公的医療機関の状況
国	-	-	-
都道府県	-	○	○
市町村	-	○	○
日赤	-	○	○
済生会	-	○	○
北海道社会事業協会	-	○	○
厚生連	-	○	○
国民健康保険団体連合会	-	○	-
全国社会保険協会連合会	-	○	○
厚生年金事業振興団	-	○	○
船員保険会	-	○	○
健康保険組合及びその連合会	-	○	-
共済組合及びその連合会	-	○	○
国民健康保険組合	-	○	-
公益法人	-	-	-
医療法人	○	-	-
学校法人	-	-	-
社会福祉法人	-	-	-
医療生協	-	-	-
会社	-	-	-
その他の法人	-	-	-
個人	-	-	-

(参考) 経営指標について③

H
18
年
度

厚生労働省医政局委託事業「医療施設経営安定化推進事業」病院経営管理指標に関する調査研究

(調査対象)

- 一本化された指標を用いて、平成16、17年度決算を対象とした報告書を作成した。

開設者	病院経営管理指標	病院経営指標	病院経営収支調査年報	主要公的医療機関の状況
国		-	-	-
都道府県	○	-	○	○
市町村	○	-	○	○
日赤	○	-	○	○
済生会	○	-	○	○
北海道社会事業協会	○	-	○	○
厚生連	○	-	○	○
国民健康保険団体連合会	○	-	○	-
全国社会保険協会連合会	○	-	○	○
厚生年金事業振興団	○	-	○	○
船員保険会	○	-	○	○
健康保険組合及びその連合会	○	-	○	-
共済組合及びその連合会	○	-	○	○
国民健康保険組合	○	-	○	-
公益法人	-	-	-	-
医療法人	○	○	-	-
学校法人	-	-	-	-
社会福祉法人	-	-	-	-
医療生協	-	-	-	-
会社	-	-	-	-
その他の法人	-	-	-	-
個人	-	-	-	-

施設票（オープンデータ情報）

※7月1日時点のデータ
実績データは4.1-3.31

病診区分	オープン データ 医療機関 コード	医療機関 名	都道府県 コード	構想区域 コード	構想区域 名	市町村 コード	市町村名 称	設置主体	DPC群 の種類	承認の有無		診療報酬の届出の有無			看取りを行った患者数						三次救急医療施設、二次救急医 療施設、救急告示病院の認定・ 告示の有無		
															医療機関以外での看取り数			医療機関での看取り数					
										特定機能 病院の承認の有無	地域医療 支援病院 の承認の 有無	総合入院 体制加算 の届出の 有無	在宅療養 支援病院 の届出の 有無	在宅療養 後方支援 病院の届 出の有無	医療機関 以外での 死亡者数 (年間)	うち、自 宅での死 亡者数	うち、自 宅以外で の死亡者 数	医療機関 での死亡 者数	うち、連 携医療機 関での死 亡者数	うち、連 携医療機 関以外で の死亡者 数	三次救急 医療施設 の認定の 有無	二次救急 医療施設 の認定の 有無	救急告示 病院の告 示の有無

[illegible][illegible][illegible]

病棟票（オープンデータ情報）

※7月1日時点のデータ
実績データは4.1-3.31

オープン データ 医療機関 コード	医療機関名	道府県	市区町村	区域コード	構内区域名	町村コード	市町村名称	オープン データ 病棟コード	病棟名	報告月	1. 算定する入院基本料・特定入院料等の状況【令和2年4月から令和3年3月診療分】																	
											入院基本料																	
											急性期一 般入院基 本料	地域一般 入院基本 料	一般病棟 特別入院 基本料	一般病棟入院 基本料（療養 病棟入院基本 料1の例によ り算定）	療養病棟 入院基本 料1	療養病棟 入院基本 料2	療養病棟 特別入院 基本料	介護療養病床 における療養 型介護療養施 設サービス費 等	特定機能病 院一般病棟 7対1入院 基本料	特定機能病 院一般病棟 10対1入院 基本料	専門病院 7対1入院 院基本料	専門病院 10対1入院 院基本料	専門病院 13対1入院 院基本料	障害者施 設等7対 1入院基 本料	障害者施 設等10対 1入院基 本料	障害者施 設等13対 1入院基 本料	障害者施 設等15対 1入院基 本料	障害者施 設等特定 入院基本 料

[illegible]

3. 幅広い手術の実施状況【令和2年4月から令和3年3月診療分】																											
手術総数												全身麻酔 の手術総 数	臓器別の状況												人工心肺 を用いた 手術	胸腔鏡下 手術	腹腔鏡下 手術
臓器別の状況												臓器別の状況															
皮膚・皮 下組織	筋骨格 系・四肢・体幹	神経系・ 頭蓋	眼	耳鼻咽喉	顔面・口 腔・頭部	胸部	心・脈管	腹部	泌尿系・ 副腎	性器	歯科	皮膚・皮 下組織	筋骨格 系・四肢・体幹	神経系・ 頭蓋	眼	耳鼻咽喉	顔面・口 腔・頭部	胸部	心・脈管	腹部	泌尿系・ 副腎	性器	歯科				

4. がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況【令和2年4月から令和3年3月診療分】																	5. 重症患者への対応状況【令和2年4月から令和3年3月診療分】														
悪性腫瘍手術	病理組織標本作製	術中迅速病理組織標本作製	放射線治療	化学療法	がん患者指導管理料いおよびロ	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入	超急性期脳卒中加算	t-PA投与	脳血管内手術	経皮的冠動脈形成術	入院精神療法（Ⅰ）	精神科リエゾンチーム加算	認知症ケア加算1	認知症ケア加算2	認知症ケア加算3	精神疾患診療体制加算1及び2	精神疾患診療体制加算（救命救急入院料）	ハイリスク分娩管理加算	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅱ）	救急搬送診療料	親血肺動脈圧測定	持続緩徐式血液濾過	大動脈パルーンパンプポンピング法	経皮的心臓補助法	補助人工心臓・植込型補助人工心臓	頭蓋内圧持続測定（3時間を超えた場合）	人工心臓	血漿交換療法	吸着式血液浄化法	血球成分除去療法

6. 救急医療の実施状況【令和2年4月から令和3年3月診療分】										7. 急性期後の支援・在宅復帰への支援の状況【令和2年4月から令和3年3月診療分】												
院内トリアージ実施料	夜間休日	精神科疾患患者等受入加算	救急医療管理加算1及び2	在宅患者緊急入院診療加算	救命のための気管内挿管	体表ペーシング法又は食道ペーシング法	非開胸的心マッサージ	カウンターショック	心膜穿刺	食道圧迫止血チューブ挿入法	入退院支援加算1	入退院支援加算2	小児加算	入院時支援加算1	入院時支援加算2	救急・在宅等支援（療養）病床初期加算及び有床診療所一般病床初期加算	急性期患者支援（療養）病床初期加算及び在宅患者支援（療養）病床初期加算	地域連携診療計画加算（退院支援加算1）	退院時共同指導料2	介護支援連携指導料	退院時リハビリテーション指導料	退院前訪問指導料
	救急搬送医学管理料																					

8. 全身管理の状況【令和2年4月から令和3年3月診療分】										9. 疾患に応じたリハビリテーション・早期からのリハビリテーションの実施状況【令和2年4月から令和3年3月診療分】										10. 長期療養患者の受入状況		11. 重度の障害児等の受入状況【令和2		12. 医療科の連携状況【令和2年4月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
中心静脈 注射		呼吸心拍 監視		酸素吸入		親血動的 脈圧測定 (1時間 を超えた 場合)		ドレーン 法、胸腔 若しくは 腹腔洗浄 を超えた 場合)		人工呼吸 (5時間 を超えた 場合)		人工腎 臓、腹膜 灌流		経管栄養 ・薬剤投 与、力用 ターエル 交換法		疾患別リ ハビリテ ーション料		早期リハビ リテーショ ン加算(リ ハビリテー ション料)		早期臨床・ リハビリテ ーション加 算(特定 集約料)		初期加算 (リハビ リテー ション 料)		摂食機能 療育		休日リハビ リテーショ ン提供料加 算(回復期リ ハビリテー ション病棟入院 料)		入院時訪問 指導加算 (リハビ リテーショ ン)		褥瘡対策加算 (褥瘡対策入院 料、有 床診療所療養 病床入院基本 料)		重度褥瘡 処置		重症皮膚 潰瘍管理 加算		難病等特 別入院診 療加算		特殊疾患 入院施設 管理加算		超重症児 (者)入院 診療加算・ 準超重症 診療加算		強度行動 障害入院 医療管理 加算		歯科医師連 携加算(栄 養サポート チーム加 算)		周術期口 腔機能管 加算		周術期口 腔機能管 加算		周術期口 腔機能管 加算		周術期口 腔機能管 加算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								</	

(参考) R3'病床機能報告有床診療所（オープンデータ情報）

※7月1日時点のデータ
実績データは4.1-3.31

オープン データ 医療機関 コード	医療機関名道府県コード 市区町村コード 青垣地区 町村コード 町村名称	オープン データ 病棟コード	病棟名	1. 診療 主体	3. 医療機能		4. 有床診療所の病床の役割								5. 許可病床数・最大使用病床数等											「最大使 用病床 数」の合 計が0床 である場 合の理由		
					2021（令 和3）年 7月1日 時点の機 能	2025年7 月1日時 点の機能	2025年7 月1日時 点の移行 予定先につ いて	病院から の早期退 院患者の 在宅・介 護施設へ の受け渡 し機能	専門医療 を担って 病院の役 割を補完 する機能	緊急時に 対応する 機能	在宅医療 の拠点と しての機 能	終末期医 療を担う 機能	上記のい ずれにも 該当しな い	休養中	一般病床			うち、経 過措置に 該当する 病床	療養病床			うち、医療療養病床			うち、介護療養病床			
															許可病床 数	最大使用 病床数	最小使用 病床数		許可病床 数	最大使用 病床数	最小使用 病床数	許可病床 数	最大使用 病床数	最小使用 病床数	許可病床 数		最大使用 病床数	最小使用 病床数
				必須項目	必須項目	必須項目	条件付き 必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	条件付き 必須項目	

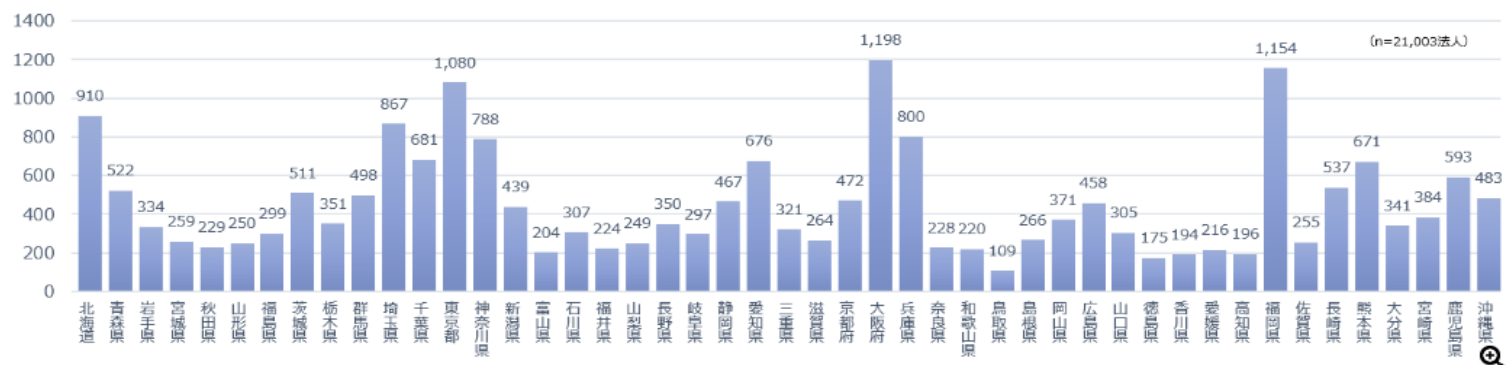
施設		施設全体の職員数																												入居部門の職員数										
有床診療 所入居基本 制	有床診療 所療養病 床入居基本 制	介護療養 病床にお ける診療 所型介護 療養施設 サービス 費等	医師	歯科医師	看護師	看護補助	看護補助者	助産師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学士	管理栄養士	看護師	看護補助者	助産師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	臨床工学士	管理栄養士	看護師	看護補助者	助産師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	臨床工学士	管理栄養士						
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
任意項目	任意項目	任意項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目	条件付き 必須項目						

7. 職員																																														
手印定の職員数														外来部門の職員数										その他の部門の職員数																						
看護部		看護部		看護補助者		助産部		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		薬剤部		臨床工学士		管理栄養士		看護部		看護部		看護補助者		助産部		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		薬剤部		臨床工学士		管理栄養士								
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目

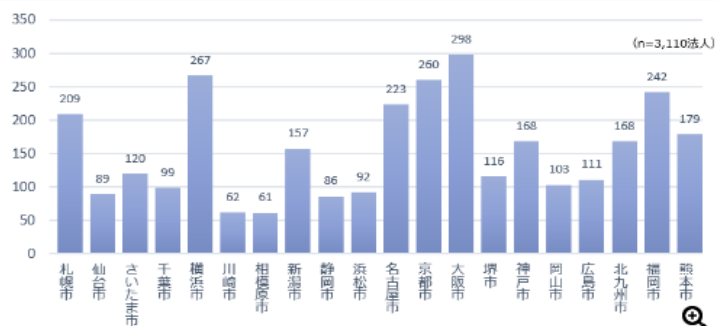
8. 主要診療科目		9. 入居者の生活支援		10. 入居者の生活支援		11. 入居者の生活支援		12. 入居者の生活支援		13. 入居者の生活支援		14. 入居者の生活支援		15. 入居者の生活支援		16. 入居者の生活支援		17. 入居者の生活支援		18. 入居者の生活支援		19. 入居者の生活支援		20. 入居者の生活支援		21. 入居者の生活支援		22. 入居者の生活支援		23. 入居者の生活支援		24. 入居者の生活支援		25. 入居者の生活支援		26. 入居者の生活支援		27. 入居者の生活支援		28. 入居者の生活支援		29. 入居者の生活支援		30. 入居者の生活支援		31. 入居者の生活支援		32. 入居者の生活支援		33. 入居者の生活支援		34. 入居者の生活支援		35. 入居者の生活支援		36. 入居者の生活支援		37. 入居者の生活支援		38. 入居者の生活支援		39. 入居者の生活支援		40. 入居者の生活支援		41. 入居者の生活支援		42. 入居者の生活支援		43. 入居者の生活支援		44. 入居者の生活支援		45. 入居者の生活支援		46. 入居者の生活支援		47. 入居者の生活支援		48. 入居者の生活支援		49. 入居者の生活支援		50. 入居者の生活支援		51. 入居者の生活支援		52. 入居者の生活支援		53. 入居者の生活支援		54. 入居者の生活支援		55. 入居者の生活支援		56. 入居者の生活支援		57. 入居者の生活支援		58. 入居者の生活支援		59. 入居者の生活支援		60. 入居者の生活支援		61. 入居者の生活支援		62. 入居者の生活支援		63. 入居者の生活支援		64. 入居者の生活支援		65. 入居者の生活支援		66. 入居者の生活支援		67. 入居者の生活支援		68. 入居者の生活支援		69. 入居者の生活支援		70. 入居者の生活支援		71. 入居者の生活支援		72. 入居者の生活支援		73. 入居者の生活支援		74. 入居者の生活支援		75. 入居者の生活支援		76. 入居者の生活支援		77. 入居者の生活支援		78. 入居者の生活支援		79. 入居者の生活支援		80. 入居者の生活支援		81. 入居者の生活支援		82. 入居者の生活支援		83. 入居者の生活支援		84. 入居者の生活支援		85. 入居者の生活支援		86. 入居者の生活支援		87. 入居者の生活支援		88. 入居者の生活支援		89. 入居者の生活支援		90. 入居者の生活支援		91. 入居者の生活支援		92. 入居者の生活支援		93. 入居者の生活支援		94. 入居者の生活支援		95. 入居者の生活支援		96. 入居者の生活支援		97. 入居者の生活支援		98. 入居者の生活支援		99. 入居者の生活支援		100. 入居者の生活支援		101. 入居者の生活支援		102. 入居者の生活支援		103. 入居者の生活支援		104. 入居者の生活支援		105. 入居者の生活支援		106. 入居者の生活支援		107. 入居者の生活支援		108. 入居者の生活支援		109. 入居者の生活支援		110. 入居者の生活支援		111. 入居者の生活支援		112. 入居者の生活支援		113. 入居者の生活支援		114. 入居者の生活支援		115. 入居者の生活支援		116. 入居者の生活支援		117. 入居者の生活支援		118. 入居者の生活支援		119. 入居者の生活支援		120. 入居者の生活支援		121. 入居者の生活支援		122. 入居者の生活支援		123. 入居者の生活支援		124. 入居者の生活支援		125. 入居者の生活支援		126. 入居者の生活支援		127. 入居者の生活支援		128. 入居者の生活支援		129. 入居者の生活支援		130. 入居者の生活支援		131. 入居者の生活支援		132. 入居者の生活支援		133. 入居者の生活支援		134. 入居者の生活支援		135. 入居者の生活支援		136. 入居者の生活支援		137. 入居者の生活支援		138. 入居者の生活支援		139. 入居者の生活支援		140. 入居者の生活支援		141. 入居者の生活支援		142. 入居者の生活支援		143. 入居者の生活支援		144. 入居者の生活支援		145. 入居者の生活支援		146. 入居者の生活支援		147. 入居者の生活支援		148. 入居者の生活支援		149. 入居者の生活支援		150. 入居者の生活支援		151. 入居者の生活支援		152. 入居者の生活支援		153. 入居者の生活支援		154. 入居者の生活支援		155. 入居者の生活支援		156. 入居者の生活支援		157. 入居者の生活支援		158. 入居者の生活支援		159. 入居者の生活支援		160. 入居者の生活支援		161. 入居者の生活支援		162. 入居者の生活支援		163. 入居者の生活支援		164. 入居者の生活支援		165. 入居者の生活支援		166. 入居者の生活支援		167. 入居者の生活支援		168. 入居者の生活支援		169. 入居者の生活支援		170. 入居者の生活支援		171. 入居者の生活支援		172. 入居者の生活支援		173. 入居者の生活支援		174. 入居者の生活支援		175. 入居者の生活支援		176. 入居者の生活支援		177. 入居者の生活支援		178. 入居者の生活支援		179. 入居者の生活支援		180. 入居者の生活支援		181. 入居者の生活支援		182. 入居者の生活支援		183. 入居者の生活支援		184. 入居者の生活支援		185. 入居者の生活支援		186. 入居者の生活支援		187. 入居者の生活支援		188. 入居者の生活支援		189. 入居者の生活支援		190. 入居者の生活支援		191. 入居者の生活支援		192. 入居者の生活支援		193. 入居者の生活支援		194. 入居者の生活支援		195. 入居者の生活支援		196. 入居者の生活支援		197. 入居者の生活支援		198. 入居者の生活支援		199. 入居者の生活支援		200. 入居者の生活支援		201. 入居者の生活支援		202. 入居者の生活支援		203. 入居者の生活支援		204. 入居者の生活支援		205. 入居者の生活支援		206. 入居者の生活支援		207. 入居者の生活支援		208. 入居者の生活支援		209. 入居者の生活支援		210. 入居者の生活支援		211. 入居者の生活支援		212. 入居者の生活支援		213. 入居者の生活支援		214. 入居者の生活支援		215. 入居者の生活支援		216. 入居者の生活支援		217. 入居者の生活支援		218. 入居者の生活支援		219. 入居者の生活支援		220. 入居者の生活支援		221. 入居者の生活支援		222. 入居者の生活支援		223. 入居者の生活支援		224. 入居者の生活支援		225. 入居者の生活支援		226. 入居者の生活支援		227. 入居者の生活支援		228. 入居者の生活支援		229. 入居者の生活支援		230. 入居者の生活支援		231. 入居者の生活支援		232. 入居者の生活支援		233. 入居者の生活支援		234. 入居者の生活支援		235. 入居者の生活支援		236. 入居者の生活支援		237. 入居者の生活支援		238. 入居者の生活支援		239. 入居者の生活支援		240. 入居者の生活支援		241. 入居者の生活支援	
-----------	--	-------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--

1-1.所在地（主たる事務所）別法人数

都道府県別法人数



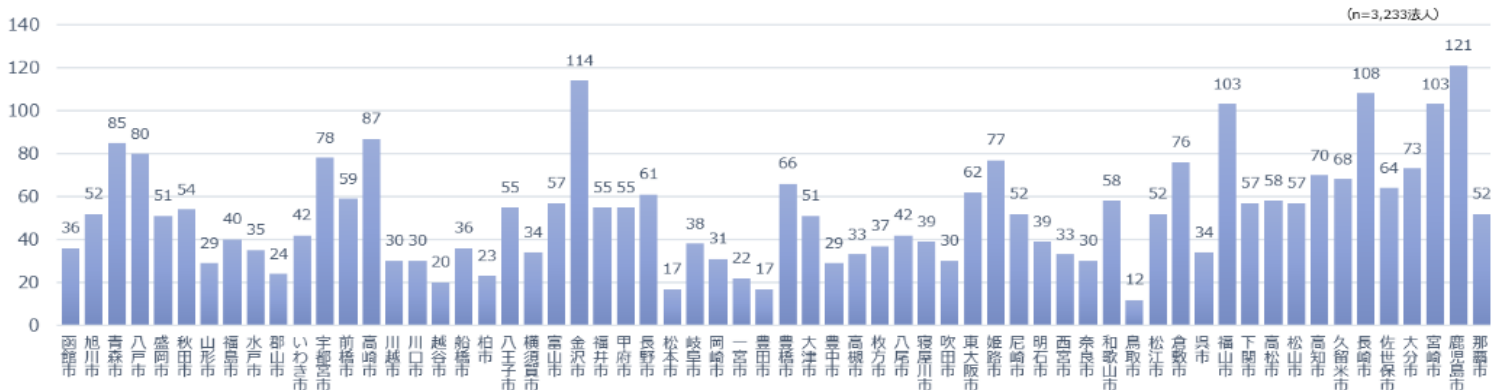
指定都市別法人数（再掲）



所在地（主たる事務所）別法人数

- ・社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人（21,003法人）の基本情報に基づき、その法人数を「所在地（主たる事務所）別」に集計した結果である。
- ・指定都市別法人数・中核市別法人数については、指定都市・中核市別に再掲している。

中核市別法人数（再掲）



(参考：社会福祉法人の例) 事業区分別法人数、「サービス活動収益」規模別の法人割合や分布

